

改正

平成29年 5 月26日告示第263号
平成30年 3 月29日告示第124号
平成30年 8 月 1 日告示第379号
平成30年 9 月28日告示第460号
令和元年 8 月29日告示第139号
令和 3 年 4 月 9 日告示第246号
令和 4 年 1 月31日告示第45号
令和 7 年 7 月25日告示第447号

盛岡市介護予防相当サービス実施要綱

(目的)

第 1 この告示は、介護予防相当サービスの実施により、介護保険法（平成 9 年法律第123号。以下「法」という。）第115条の45第 1 項第 1 号に規定する居宅要支援被保険者等（以下「居宅要支援被保険者等」という。）の介護予防に資することを目的とする。

(定義)

第 2 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 介護予防訪問介護相当サービス 法第115条の45第 1 項第 1 号イに規定する第 1 号訪問事業のうち、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）第 5 条の規定による改正前の介護保険法（以下「旧法」という。）第 8 条の 2 第 2 項に規定する介護予防訪問介護に相当する福祉サービスをいう。
- (2) 共生型介護予防訪問介護相当サービス 法第 8 条第 2 項に規定する訪問介護に係る共生型居宅サービス（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号。以下「指定居宅サービス等基準省令」という。）第 2 条第 7 号に規定する共生型居宅サービスをいう。以下同じ。）の事業を行う指定居宅介護事業者（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号。以下「指定障害福祉サービス等基準省令」という。）第 5 条第 1 項に規定する指定居宅介護事業者をいう。以下同じ。）又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第 5 条第 3 項に規定する重度訪問介護に係る同法第29条第 1 項に規定する指定障害福祉サービスの事業を行う者（以下「重度訪問介護事業者」という。）であって、盛岡市社会福祉施設等の人員、設備、運営等に関する基準等を定める条例（令和 6 年条例第15号）第 5 条及び別表第 1 の11の項の規定によりその例によるものとされる指定居宅サービス等基準省令第39条の 2 各号に掲げる基準を満たすものが行う介護予防訪問介護相当サービスをいう。
- (3) 介護予防通所介護相当サービス 法第115条の45第 1 項第 1 号ロに規定する第 1 号通所事業のうち、旧法第 8 条の 2 第 7 項に規定する介護予防通所介護に相当する福祉サービスをいう。
- (4) 共生型介護予防通所介護相当サービス 法第 8 条第 7 項に規定する通所介護に係る共生型居宅サービスの事業を行う指定生活介護事業者（指定障害福祉サービス等基準省令第78条第 1 項に規定する指定生活介護事業者をいう。以下同じ。）、指定自立訓練（機能訓練）事業者（指定障害福祉サービス等基準省令第156条第 1 項に規定する指定自立訓練（機能訓練）事業者をいう。以下同じ。）、指定自立訓練（生活訓練）事業者（指定障害福祉サービス等基準省令第166条第 1 項に規定する指定自立訓練（生活訓練）事業者をいう。以下同じ。）、指定児童発達支援事業者（児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号。以下「指定通所支援基準省令」という。）第 5 条第 1 項に規定する指定児童発達支援事業者をいい、主として重症心身障害児（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第 7 条第 2 項に規定する重症心身障害児をいう。以下同じ。）を通わせる事業所において指定児童発達支援（指定通所支援基準省令第 4 条に規定する指定児童発達支援をいう。）を提供する事業者を除く。以下同じ。）又は指定放課後等デイサービス事業者（指定通所支援基準省令第66条第 1 項に規定する指定放課後等デイサービス事業者をいい、主として重症心身障害

児を通わせる事業所において指定通所支援基準省令第65条に規定する指定放課後等デイサービスを提供する事業者を除く。以下同じ。）であって、盛岡市社会福祉施設等の人員、設備、運営等に関する基準等を定める条例第5条及び別表第1の11の項の規定によりその例によるものとされる指定居宅サービス等基準省令第105条の2各号に掲げる基準を満たすものが行う介護予防通所介護相当サービスをいう。

(5) 介護予防相当サービス 介護予防通所介護相当サービス、共生型介護予防訪問介護相当サービス、介護予防訪問介護相当サービス及び共生型介護予防通所介護相当サービスをいう。

(6) 第1号事業支給費 法第115条の45の3第1項に規定する第1号事業支給費をいう。

(対象者)

第3 この告示による介護予防相当サービスの対象者（以下「対象者」という。）は、市が行う介護保険の被保険者（法第115条の45第1項に規定する被保険者をいう。）のうち、居宅要支援被保険者等であって、法第8条の2第16項に規定する介護予防支援（以下「介護予防支援」という。）又は法第115条の45第1項第1号ニに規定する第1号介護予防支援事業による援助（以下「介護予防ケアマネジメント」という。）において、介護予防相当サービスの提供が必要と認められたものとする。

(利用方法)

第4 介護予防相当サービスを受けようとする対象者は、法第115条の45の3第1項に規定する指定事業者（以下「指定事業者」という。）と介護予防相当サービスの利用契約を締結しなければならない。

(第1号事業支給費の支給)

第5 市長は、対象者が介護予防相当サービスを受けたときは、第1号事業支給費を支給する。

(支給額)

第6 第1号事業支給費の額は、第7の規定により算定した介護予防相当サービスに要する費用の額の100分の90に相当する額とする。

2 介護予防相当サービスを受けた対象者を法第7条第4項に規定する要支援者であるとした場合において、介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第29条の2第1項の規定により算定した当該対象者の所得の額が同条第2項に定める額以上である場合（同条第3項各号に掲げる場合及び次項に規定する場合を除く。）における当該対象者が受ける第1号事業支給費の額についての前項の規定の適用については、同項中「100分の90」とあるのは「100分の80」とする。

3 介護予防相当サービスを受けた対象者を法第7条第4項に規定する要支援者であるとした場合において、介護保険法施行令第29条の2第4項の規定により算定した当該対象者の所得の額が同条第5項に定める額以上である場合（同条第6項各号に掲げる場合を除く。）における当該対象者が受ける第1号事業支給費の額についての第1項の規定の適用については、同項中「100分の90」とあるのは「100分の70」とする。

4 市長が、災害その他特別の事情があることにより、介護予防相当サービスに必要な費用を負担することが困難であると認めた対象者が受ける第1号事業支給費について前3項の規定を適用する場合においては、第1項中「100分の90」とあるのは「100分の90を超え100分の100以下の範囲内において市長が定める割合」とし、第2項中「100分の80」とあるのは「100分の80を超え100分の100以下の範囲内において市長が定める割合」とし、前項中「100分の70」とあるのは「100分の70を超え100分の100以下の範囲内において市長が定める割合」とする。

(第1号事業に要する費用の額)

第7 介護予防相当サービスに要する費用の額は、別表に定める単位数（令和3年4月1日から同年9月30日までの間にあっては、別表に定める単位数に1.001を乗じて得た数（その数に1未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た数）を単位数とする。）に1単位あたり10円を乗じて得た額とする。

(支給方法)

第8 第1号事業支給費の支給は、第6の規定により算定した額をサービスを行った事業者に支払うことにより行うものとする。

(利用者負担額の支払)

第9 対象者は、介護予防相当サービスを受けたときは、第7の介護予防相当サービスに要する費

用の額から当該介護予防相当サービスについて支給される第1号事業支給費の額を控除した額（以下「利用者負担額」という。）を介護予防相当サービスの利用契約を締結した指定事業者を支払わなければならない。

（給付管理）

第10 対象者のうち介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の62の4第1号に該当するものが受ける介護予防相当サービス、法第8条の2第1項に規定する介護予防サービス（これに相当するサービスを含む。）及び同条第12項に規定する地域密着型介護予防サービス（これに相当するサービスを含む。）について算定される各月ごとの単位数の合計は、当該対象者が居宅介護サービス費等区分支給限度基準額及び介護予防サービス費等区分支給限度基準額（平成12年厚生省告示第33号。以下「限度額基準」という。）第2号イ又はロに掲げる要支援状態区分のいずれに該当するかに応じ、それぞれ同号イ又はロに掲げる単位数を超えることができない。

2 対象者のうち介護保険法施行規則第140条の62の4第2号に該当するものが受ける介護予防相当サービスについて算定される各月ごとの単位数の合計は、限度額基準第2号イに掲げる単位数を超えることができない。ただし、当該単位数を超えてサービスを受けることが必要であると市長が認めた対象者については、同号ロに掲げる単位数を上限とすることができる。

（高額介護予防サービス費相当事業等）

第11 市長は、介護予防相当サービスを受けた者が支払う利用者負担額が家計に与える影響を考慮し、法第61条に規定する高額介護予防サービス費に相当する事業（以下「高額介護予防サービス費相当事業」という。）及び法第61条の2に規定する高額医療合算介護予防サービス費に相当する事業（以下「高額医療合算介護予防サービス費相当事業」という。）を実施するものとする。

2 高額介護予防サービス費相当事業及び高額医療合算介護予防サービス費相当事業の支給要件、支給額その他支給に関し必要な事項については、法第61条に規定する高額介護予防サービス費及び第61条の2に規定する高額医療合算介護予防サービス費の例による。

（不正利得の返還等）

第12 市長は、偽りその他不正な行為により、対象者が第1号事業支給費の支給を受けたとき又は指定事業者が第1号事業支給費の支払いを受けたときは、当該第1号事業支給費の額又は支払い額の全部又は一部の返還を求めることができる。

（補則）

第13 この告示に定めるもののほか、介護予防相当サービスの実施に関し必要な事項は、別に定める。

制定文 抄

平成29年4月1日から施行する。

改正文（平成29年告示第263号抄）

平成29年6月1日から施行する。この場合において、改正後の盛岡市介護予防相当サービス実施要綱別表第2号の規定は、同日以後に提供された介護予防通所介護相当サービスの費用について適用し、同日前に提供された介護予防通所介護相当サービスの費用については、なお従前の例による。

改正文（平成30年告示第124号抄）

平成30年4月1日から施行する。

改正文（平成30年告示第379号抄）

改正後の盛岡市介護予防相当サービス実施要綱第6第2項から第4項までの規定は、この告示の施行の日以後に提供された介護予防相当サービスについて適用し、同日前に提供された介護予防相当サービスについては、なお従前の例による。

改正文（平成30年告示第460号抄）

平成30年10月1日から施行する。この場合において、改正後の盛岡市介護予防相当サービス実施要綱別表第1号の表備考の規定は、同日以後に提供された介護予防相当サービスについて適用し、同日前に提供された介護予防相当サービスについては、なお従前の例による。

改正文（令和元年告示第139号抄）

令和元年10月1日から施行する。この場合において、改正後の盛岡市介護予防相当サービス実施要綱の規定は、同日以後に提供された介護予防相当サービスについて適用し、同日前に提供された介護予防相当サービスについては、なお従前の例による。

改正文（令和３年告示第246号抄）

令和３年４月１日から適用する。この場合において、改正後の盛岡市介護予防相当サービス実施要綱の規定は、同日以後に提供された介護予防相当サービスについて適用し、同日前に提供された介護予防相当サービスについては、なお従前の例による。

改正文（令和４年告示第45号抄）

令和３年４月１日から適用する。この場合において、改正後の盛岡市介護予防相当サービス実施要綱別表第１号の表備考の規定は、同日以後に提供された介護予防相当サービスについて適用し、同日前に提供された介護予防相当サービスについては、なお従前の例による。

改正文（令和７年告示第447号抄）

令和６年４月１日から適用する。この場合において、改正後の盛岡市介護予防相当サービス実施要綱別表の規定は、同日以後に提供された介護予防相当サービスについて適用し、同日前に提供された介護予防相当サービスについては、なお従前の例による。

別表（第７関係）

（１） 介護予防訪問介護相当サービスの費用

区分		単位数
１週当たりの標準的な回数を定める場合	介護予防支援又は介護予防ケアマネジメント（以下「介護予防支援等」という。）により１週に１回程度の介護予防訪問介護相当サービスの提供が必要であるとされた者	１月につき 1,176単位
	介護予防支援等により１週に２回程度の介護予防訪問介護相当サービスの提供が必要であるとされた者	１月につき 2,349単位
	介護予防支援等により１週に２回を超える程度の介護予防訪問介護相当サービスの提供が必要であるとされた者	１月につき 3,727単位
１月当たりの回数を定める場合	介護予防支援等により標準的な内容の介護予防訪問介護相当サービスの提供が必要であるとされた者	１回につき 287単位
	介護予防支援等により生活援助が中心である介護予防訪問介護相当サービスの提供が必要であるとされた者のうち、その提供に要する時間が１回につき20分以上45分未満である者	１回につき 179単位
	介護予防支援等により生活援助が中心である介護予防訪問介護相当サービスの提供が必要であるとされた者のうち、その提供に要する時間が１回につき45分以上である者	１回につき 220単位
	介護予防支援等により短時間の身体介護が中心である介護予防訪問介護相当サービスの提供が必要であるとされた者	１回につき 163単位

備考 この表に定めるもののほか、介護予防相当サービスの費用の算定について必要な事項については、介護保険法施行規則第140条の63の２第１項第１号に規定する厚生労働大臣が定める基準（令和３年厚生労働省告示第72号）の定めるところによる（次号アからウまでの表、第３号の表及び第４号アからウまでの表において同じ。）。

(2) 共生型介護予防訪問介護相当サービスの費用

ア 指定居宅介護事業者の従業者（指定居宅介護の提供に当たる者としてこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定めるもの等（平成18年厚生労働省告示第538号。以下「居宅介護従業者基準」という。）第1条第4号、第9号、第14号又は第19号から第22号までに該当する者に限る。）から共生型介護予防訪問介護相当サービスを受けた場合

区分		単位数
1 週当たりの標準的な回数を定める場合	介護予防支援等により 1 週に 1 回程度の介護予防訪問介護相当サービスの提供が必要であるとされた者	1 月につき 823 単位
	介護予防支援等により 1 週に 2 回程度の介護予防訪問介護相当サービスの提供が必要であるとされた者	1 月につき 1,644 単位
	介護予防支援等により 1 週に 2 回を超える程度の介護予防訪問介護相当サービスの提供が必要であるとされた者	1 月につき 2,609 単位
1 月当たりの回数を定める場合	介護予防支援等により標準的な内容の介護予防訪問介護相当サービスの提供が必要であるとされた者	1 回につき 201 単位
	介護予防支援等により生活援助が中心である介護予防訪問介護相当サービスの提供が必要であるとされた者のうち、その提供に要する時間が 1 回につき 20 分以上 45 分未満である者	1 回につき 125 単位
	介護予防支援等により生活援助が中心である介護予防訪問介護相当サービスの提供が必要であるとされた者のうち、その提供に要する時間が 1 回につき 45 分以上である者	1 回につき 154 単位
	介護予防支援等により短時間の身体介護が中心である介護予防訪問介護相当サービスの提供が必要であるとされた者	1 回につき 114 単位

イ 指定居宅介護事業者の従業者（居宅介護従業者基準第1条第5号、第10号又は第15号に該当する者に限る。）又は重度訪問介護事業者の従業者から共生型介護予防訪問介護相当サービスを受けた場合

区分		単位数
1 週当たりの標準的な回数を定める場合	介護予防支援等により 1 週に 1 回程度の介護予防訪問介護相当サービスの提供が必要であるとされた者	1 月につき 1,094 単位
	介護予防支援等により 1 週に 2 回程度の介護予防訪問介護相当サービスの提供が必要であるとされた者	1 月につき 2,185 単位
	介護予防支援等により 1 週に 2 回を超える程度の介護予防訪問介護相当サービスの提供が必要であるとされた者	1 月につき 3,466 単位
1 月当たりの回数を定める場合	介護予防支援等により標準的な内容の介護予防訪問介護相当サービスの提供が必要であるとされた者	1 回につき 267 単位
	介護予防支援等により生活援助が中心である介護予防訪問介護相当サービスの提供が必要であるとされた者のうち、その提供に要する時間が 1 回につき 20 分以上 45 分未満である者	1 回につき 166 単位
	介護予防支援等により生活援助が中心である介護予防訪問介護相当サービスの提供が必要であるとされた者のうち、その提供に要する時間が 1 回につき 45 分以上である者	1 回につき 205 単位
	介護予防支援等により短時間の身体介護が中心である介護予防訪問介護相当サービスの提供が必要であるとされた者	1 回につき 152 単位

ウ 指定居宅介護事業者の従業者（介護福祉士、文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校若しくは都道府県知事の指定した養成施設において6月以上介護福祉士として必要な知識及び技能を修得した者、介護保険法施行規則第22条の23第1項に規定する介護職員初任者研修課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者又は居宅介護従業者基準第1条第3号、第8号若しくは第13号に該当する者に限る。）から共生型介護予防訪問介護相当サービスを受けた場合

区分		単位数
1週当たりの標準的な回数を定める場合	介護予防支援等により1週に1回程度の介護予防訪問介護相当サービスの提供が必要であるとされた者	1月につき 1,176単位
	介護予防支援等により1週に2回程度の介護予防訪問介護相当サービスの提供が必要であるとされた者	1月につき 2,349単位
	介護予防支援等により1週に2回を超える程度の介護予防訪問介護相当サービスの提供が必要であるとされた者	1月につき 3,727単位
1月当たりの回数を定める場合	介護予防支援等により標準的な内容の介護予防訪問介護相当サービスの提供が必要であるとされた者	1回につき 287単位
	介護予防支援等により生活援助が中心である介護予防訪問介護相当サービスの提供が必要であるとされた者のうち、その提供に要する時間が1回につき20分以上45分未満である者	1回につき 179単位
	介護予防支援等により生活援助が中心である介護予防訪問介護相当サービスの提供が必要であるとされた者のうち、その提供に要する時間が1回につき45分以上である者	1回につき 220単位
	介護予防支援等により短時間の身体介護が中心である介護予防訪問介護相当サービスの提供が必要であるとされた者	1回につき 163単位

(3) 介護予防通所介護相当サービスの費用

区分		単位数
1 週当たりの標準的な回数を定める場合	居宅要支援被保険者のうち、要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成11 年厚生省令第 58 号）第 2 条第 1 項第 1 号に規定する要支援 1 である者であって、介護予防支援により介護予防通所介護相当サービスの提供が必要であるとされたもの（以下「居宅要支援被保険者要支援 1 介護予防通所介護相当サービス要提供者」という。）	1 月につき 1,798 単位
	居宅要支援被保険者以外の者のうち、介護予防ケアマネジメントにおいて、1 週に 1 回程度の介護予防通所介護相当サービスの提供が必要であるとされた者	
	居宅要支援被保険者のうち、要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令第 2 条第 1 項第 2 号に規定する要支援 2 である者であって、介護予防支援により介護予防通所介護相当サービスの提供が必要であるとされたもの（以下「居宅要支援被保険者要支援 2 介護予防通所介護相当サービス要提供者」という。）	1 月につき 3,621 単位
	居宅要支援被保険者以外の者のうち、介護予防ケアマネジメントにおいて、1 週に 2 回程度又はそれを超える程度の介護予防通所介護相当サービスの提供が必要であるとされた者	
1 月当たりの回数を定める場合	居宅要支援被保険者要支援 1 介護予防通所介護相当サービス要提供者	1 回につき 436 単位
	居宅要支援被保険者以外の者のうち、介護予防ケアマネジメントにおいて、1 週に 1 回程度の介護予防通所介護相当サービスの提供が必要であるとされた者	
	居宅要支援被保険者要支援 2 介護予防通所介護相当サービス要提供者	1 回につき 447 単位
	居宅要支援被保険者以外の者のうち、介護予防ケアマネジメントにおいて、1 週に 2 回程度又はそれを超える程度の介護予防通所介護相当サービスの提供が必要であるとされた者	

備考 この表において「居宅要支援被保険者」とは、法第53条第 1 項に規定する居宅要支援被保険者をいう（次号アからウまでの表において同じ。）。

(4) 共生型介護予防通所介護相当サービスの費用

ア 指定児童発達支援事業者又は指定放課後等デイサービス事業者から共生型介護予防通所介護相当サービスを受けた場合

区分		単位数
1 週当たりの標準的な回数を定める場合	居宅要支援被保険者要支援 1 介護予防通所介護相当サービス要提供者	1 月につき 1,618単位
	居宅要支援被保険者以外の者のうち、介護予防ケアマネジメントにおいて、1 週に 1 回程度の介護予防通所介護相当サービスの提供が必要であるとされた者	
	居宅要支援被保険者要支援 2 介護予防通所介護相当サービス要提供者	1 月につき 3,259単位
	居宅要支援被保険者以外の者のうち、介護予防ケアマネジメントにおいて、1 週に 2 回程度又はそれを超える程度の介護予防通所介護相当サービスの提供が必要であるとされた者	
1 月当たりの回数を定める場合	居宅要支援被保険者要支援 1 介護予防通所介護相当サービス要提供者	1 回につき 392単位
	居宅要支援被保険者以外の者のうち、介護予防ケアマネジメントにおいて、1 週に 1 回程度の介護予防通所介護相当サービスの提供が必要であるとされた者	
	居宅要支援被保険者要支援 2 介護予防通所介護相当サービス要提供者	1 回につき 402単位
	居宅要支援被保険者以外の者のうち、介護予防ケアマネジメントにおいて、1 週に 2 回程度又はそれを超える程度の介護予防通所介護相当サービスの提供が必要であるとされた者	

イ 指定生活介護事業者から共生型介護予防通所介護相当サービスを受けた場合

区分		単位数
1 週当たりの標準的な回数を定める場合	居宅要支援被保険者要支援 1 介護予防通所介護相当サービス要提供者	1 月につき 1, 672 単位
	居宅要支援被保険者以外の者のうち、介護予防ケアマネジメントにおいて、1 週に 1 回程度の介護予防通所介護相当サービスの提供が必要であるとされた者	
	居宅要支援被保険者要支援 2 介護予防通所介護相当サービス要提供者	1 月につき 3, 368 単位
	居宅要支援被保険者以外の者のうち、介護予防ケアマネジメントにおいて、1 週に 2 回程度又はそれをを超える程度の介護予防通所介護相当サービスの提供が必要であるとされた者	
1 月当たりの回数を定める場合	居宅要支援被保険者要支援 1 介護予防通所介護相当サービス要提供者	1 回につき 405 単位
	居宅要支援被保険者以外の者のうち、介護予防ケアマネジメントにおいて、1 週に 1 回程度の介護予防通所介護相当サービスの提供が必要であるとされた者	
	居宅要支援被保険者要支援 2 介護予防通所介護相当サービス要提供者	1 回につき 416 単位
	居宅要支援被保険者以外の者のうち、介護予防ケアマネジメントにおいて、1 週に 2 回程度又はそれをを超える程度の介護予防通所介護相当サービスの提供が必要であるとされた者	

ウ 指定自立訓練（機能訓練）事業者又は指定自立訓練（生活訓練）事業者から共生型介護予防通所介護相当サービスを受けた場合

区分		単位数
1 週当たりの標準的な回数を定める場合	居宅要支援被保険者要支援 1 介護予防通所介護相当サービス要提供者	1 月につき 1, 708 単位
	居宅要支援被保険者以外の者のうち、介護予防ケアマネジメントにおいて、1 週に 1 回程度の介護予防通所介護相当サービスの提供が必要であるとされた者	
	居宅要支援被保険者要支援 2 介護予防通所介護相当サービス要提供者	1 月につき 3, 440 単位
	居宅要支援被保険者以外の者のうち、介護予防ケアマネジメントにおいて、1 週に 2 回程度又はそれをを超える程度の介護予防通所介護相当サービスの提供が必要であるとされた者	
1 月当たりの回数を定める場合	居宅要支援被保険者要支援 1 介護予防通所介護相当サービス要提供者	1 回につき 414 単位
	居宅要支援被保険者以外の者のうち、介護予防ケアマネジメントにおいて、1 週に 1 回程度の介護予防通所介護相当サービスの提供が必要であるとされた者	
	居宅要支援被保険者要支援 2 介護予防通所介護相当サービス要提供者	1 回につき 425 単位
	居宅要支援被保険者以外の者のうち、介護予防ケアマネジメントにおいて、1 週に 2 回程度又はそれをを超える程度の介護予防通所介護相当サービスの提供が必要であるとされた者	